

しずおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム

## R8 脱炭素アドバイザー資格取得支援事業 教育講座の補助について

### 1. 対象

環境省認定の脱炭素アドバイザー資格受験のための教育講座を対象とします。

[https://policies.env.go.jp/policy/decarbonization\\_advisor/](https://policies.env.go.jp/policy/decarbonization_advisor/)

別添対象講座一覧のとおり。

※ 一覧表に記載のない講座も、環境省認定次第追加します。

### 2. 補助対象

原則として、通信教育等の受講料を補助対象とし、教材費及び受験料は補助対象外とします。受講料、教材費、受験料等が不可分な場合には、当該講座については全体を補助対象としますが、「3 補助額」に掲げる額を限度とします。

### 3. 補助額

ベーシック： 受講料と 15,000 円のどちらか小さい額

アドバンス： 受講料と 30,000 円のどちらか小さい額

シニア： 受講料と 50,000 円のどちらか小さい額

※ただし、今後の予算の執行状況により、事業費に余裕が生じた場合は、受講料と補助額の差額を補填することもあります。

### 4. 対象

①令和8年度（令和8年4月1日～）受講分で、年度内に受講修了証等を事務局に提出可能な講座

### 5. 実施方法

補助金は、受講の修了証等の報告をもって、随時、コンソーシアム事務局からお支払いをすることとします。

## 6. スケジュール

### 【4～5月】 第1回希望調査

- ・コースごとの希望人数と金額を事務局へ報告してください（別添の受講希望調査票）

### 【随時】 報告・請求

- ・所定の申請書、請求書、修了証の写し（または認定資格事業者（出版社等）発行の受講者名簿、成績票等）を事務局に提出してください。
- ・受講終了後、請求は随時可能です
- ・事務局で確認後、補助金をお支払いします

## 7. お願い

- ・脱炭素アドバイザー資格取得を支援するための事業です。受講後は資格試験を受験していただきますようお願いいたします。
- ・本補助事業は今年度で終了予定のため、積極的な受講をお願いいたします。

## 8. 申請書等の提出先

- ・メールで下記宛にご送付をお願いいたします。
- ・共用メールで受信件数が非常に多いことから、他事業との区分のため、タイトルか本文中に「しずおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム」の言葉を含めていただきますようお願いいたします。

しずおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム事務局

一般社団法人静岡県環境資源協会内

Email: [kankyou@siz-kankyou.or.jp](mailto:kankyou@siz-kankyou.or.jp)